

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 駒田
日 時	令和6年2月13日（火曜日）	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 55 分
出席委員	◎林、○片山、法貴、山木、小川、齊藤、木村		
出席理事者	【産業観光部】松本部長 【商工観光課】玉井課長、松浦観光振興係長 【まちづくり推進部】信部部長 【土木管理課】森課長		
出席事務局	井上事務局長、駒田主査		
傍聴者	市民 0 名	報道関係者 0 名	議員 1 名（浅田）

会 議 の 概 要

13:30

1 開議（林委員長あいさつ）

〔事務局日程説明〕

2 行政報告

〔産業観光部入室〕

〔産業観光部長あいさつ〕

（１）（仮称）亀岡市保津川における舟運事業等の安全の確保等の推進に関する 条例（案）について

〔商工観光課長 資料に基づき説明〕

13:35

〔質疑〕

<齊藤委員>

安全対策の取組はよいと思う。条例は亀岡市が行うことについて定める内容が多いと思うが、市が中心となり協議会を運営するのか。

<商工観光課長>

亀岡市の呼びかけにより協議会を組織するものである。

<齊藤委員>

多様な事業者を亀岡市が取りまとめ、協議会を運営するということで理解した。

<山木委員>

単発的に保津川を利用される事業者の扱いは。

<商工観光課>

そういった事業者に対しても、保津川特有の危険性を共有するために協議会への参加について亀岡市から呼びかけていきたい。単発的に保津川を利用される事業者で

あっても基本的にはほかの河川で継続して事業をされており、ラフティング協会とつながりがあるものと認識している。

<山木委員>

趣味でカヌーをされる方などはどうなるのか。

<商工観光課長>

個人でされている方は協議会に入っていただくことはない。そういった方に向けた安全対策のための情報については、ホームページや看板の設置などにより周知していきたいと考えている。

<山木委員>

パトロールなどは実施するのか。

<商工観光課長>

協議会において今後検討していきたい。

<木村委員>

規則は定めているのか。

<商工観光課長>

規則は今後定める予定であり、安全対策などについて記載したいと考えている。

<木村委員長>

認証や認証の取消しは協議会ではなく市長が行うのか。

<商工観光課長>

市長が行うものである。

<木村委員長>

認証を受けることによる事業者のメリットは。

<商工観光課長>

認証がなければ保津川を利用できないということではないが、認証を受けていただくことにより安全対策を実施している事業者であるということをPRいただけることがメリットであると考えている。

<木村委員長>

認証によるデメリットはないのか。

<商工観光課長>

デメリットはないと考えている。

<法貴委員>

第9条に規定する「支援措置」はどういったことを想定しているのか。

<商工観光課長>

金銭的な支援ではなく、情報提供やごみ処理など環境保全に対する活動を支援していきたいと考えている。

<法貴委員>

認証が取り消された場合には情報提供されなくなるのか。

<商工観光課長>

その場合でも安全対策のための情報提供は一定行いたいと考えている。一方で、共同のごみ拾いや安全対策の訓練などは協議会のメンバーのみで実施することになると想定している。

<小川委員>

条例を制定することにより市の責務が大きくなる。条例制定後の事業者との関わりをどのように考えているのか。

<商工観光課長>

安全対策が最も重要であり、保津川について知見のある事業者から情報を得た上で市のツールを用いて情報発信するなど、互いに協力しながら取り組んでいきたい。

<齊藤委員>

市が安全の監視をするということについて、今までにない負担や支出が増えるのではないかと危惧している。事業者には自らの仕事場所を保全いただくよう、協議会のメンバーで相互に監視いただけないか。

<商工観光課長>

事業者においても、自らの事業を行うための務めは果たしていただきたいと考えている。緊急搬送に利用する林道のパトロールについても、現在は京都府や亀岡市が行っているが、協議会設立後は一定協議会に任せることも検討していきたい。

<片山副委員長>

まちづくり推進部が所管するような河川管理に関することはこの条例と関連はないのか。

<商工観光課長>

商工観光課が所管する舟運事業に関するものの範囲で条例を制定するものである。

13:51

(2) 川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改正（案）について

[商工観光課長 説明]

14:00

[質疑]

<山木委員>

宿泊キャンプが可能となることで施設の魅力向上につながると思う。宿泊のみ1人当たりの料金が必要なのか。

<商工観光課長>

区画料に加えて、住宅地に近い区画のみ人数に応じた料金をいただくことになる。

<山木委員>

ほかのキャンプ場と比較しても高額であると感じる。この料金は妥当なものか。

<商工観光課長>

七谷川野外活動センターでは利用料に加えてテントの持ち込み料がかかる。またほかの施設よりもトイレやシャワーが近く利便性の高いキャンプ場であり、区画の面積も大きいことからこの価格を設定している。

<山木委員>

駅からも近く宿泊できるキャンプ場というのは滅多にないので、ぜひPRいただきたい。

<法貴委員>

住宅地が近いという理由で人数に応じた料金を徴収するのはなぜか。

<商工観光課長>

人数が多いほど話し声などが騒音につながりかねないと考えている。

<法貴委員>

利用を制限する意図なのか。

<商工観光課長>

多すぎる人数にならないよう単価を設定した。

<法貴委員>

お金を払っても騒ぐ方もいるかと思うので、住宅地に近いということであれば看板などで注意を促していただきたい。

<小川委員>

宿泊キャンプの実施に当たり近隣の住宅地への配慮をお願いしたい。申込みの際に周囲への迷惑にならないよう誓約いただくのか。

<商工観光課長>

申込みの際に誓約書をいただいている。夜間の照明やごみの持ち帰り、火の始末などについて記載されたものであり、誓約書に従わない場合は指定管理者から退去を命じられることになる。

<小川委員>

今まで夜間は利用していなかったため、高水敷など足元には特に注意いただく必要がある。照明などは新たに対応されるのか。

<商工観光課長>

高水敷は京都府南丹土木事務所が管理されており、何かを取り付けることは河川改修と一体となるものでないと難しいとの回答があった。足元が危険であることは認識しているため、京都府とも協議しながらできる範囲で対応していきたい。

<小川委員>

安全対策をぜひお願いしたい。大人数が集まることで花火をするなどの懸念もある。危険な行為はしないよう看板などで啓発いただきたい。また地域住民と一緒に利用できるようなよい施設にしていいただきたい。これは要望としておく。

<片山副委員長>

照明については、道路の夜間工事などで使用されるような仮設の照明設備であれば設置できる可能性もあるため検討いただきたい。高水敷で宿泊されるとのことであるが、降雨時などの利用中止の判断基準は定めているのか。

<商工観光課長>

花灯笼のような置き型の照明を設置できないか検討しており、それも含めて京都府に相談したい。利用中止の基準については、指定管理者において保津川水辺公園で用いている基準に基づき安全対策に注意した上で判断することとなっている。

<山木委員>

料金体系が分かりにくいと感じる。先日料金の徴収誤りがあったが、その経過について説明願う。

<商工観光課長>

指定管理者である保津川遊船企業組合から報告があり発覚したもので、営利目的で展示室を利用されていた市民の方に対して、市外の方に対する料金を徴収していたものである。対象者は1名で、徴収誤りについて説明と謝罪を行い、明日還付を行う予定である。指定管理者の認識に誤りがあったことから発生したものであり、今後こういったことが発生しないよう指導や再発防止を図っていく。

<山木委員>

指定管理者の決算の状況はどうか。

<商工観光課長>

令和4年度の決算状況は、727,300円の収入があり、利用件数は296件であった。令和5年12月までで1,298,300円の収入があり、件数は474件であった。エコラフティング事業なども実施しており、令和4年度は黒字である。

<山木委員>

バイクの駐車料金はどうなるのか。

<商工観光課長>

バイクについては駐車料金を徴収しない。

<山木委員>

高水敷に入るスロープはできないのか。

<商工観光課長>

南丹土木事務所に確認したが、高水敷の中を改修するのは河川法の関係もあり、すぐには難しいとの回答であった。

<山木委員>

閑散期に休園日を設けることとなるが、閑散期にはほぼ人がいないと思う。その期間中休園することはできないのか。

<商工観光課長>

1月上旬などの閑散期にはキャンプ利用はほぼないと聞いているが、展示室は利用されている状況である。

<齊藤委員>

高水敷にマムシが出ると聞くが問題ないのか。

<商工観光課長>

マムシが出る可能性はあるため、危険性について十分周知していきたい。

<齊藤委員>

騒音については、近隣の住宅よりもマンションの上層部の方が響く可能性もあるため注意いただきたい。これは要望としておく。

<木村委員>

キャンプ利用における禁止事項はあるのか。

<商工観光課長>

花火などを禁止しているほか、火の使用などについても制限を設けている。

[産業観光部退室]

14:25

[まちづくり推進部入室]

[まちづくり推進部長あいさつ]

(1) 亀岡市道 新規4路線の認定について

[土木管理課長 説明]

14:31

[質疑]

<山木委員>

本梅町北側線について、幅員が狭いのはなぜか。

<土木管理課長>

基本は幅員6メートル以上としているが、当該路線は旧来からの市道であり、市長が特に認めるものとして認定するものである。

<片山副委員長>

篠町の2路線について、すでにできている開発区域からの延長かと思うが、既存部分とは別の開発であるため市道認定も別で行うものと理解してよいか。

<土木管理課長>

ご認識のとおり、開発の申請が別になっているものである。

<片山委員>

ひとつの大きな開発行為とするよう指導しないのか。

<まちづくり推進部長>

当初の開発が出てきた際には、後の開発の予定がなかったと聞いている。基準を満たしていることから開発許可と市道認定するものである。

<片山副委員長>

今後も細切れに申請が続くことを懸念しており、できるだけ統一した大きな規模の開発であるべきではないかと思う。これは要望としておく。

[まちづくり推進部退室]

14:35

3 その他

<林委員長>

令和6年度の委員会テーマについて意見はあるか。

<片山副委員長>

令和5年度活動の総括を鑑みて、地域貢献に対してどのように在るべきかを踏まえて産業イノベーションの在り方を再検討できればと考えている。

<齊藤委員>

オープンイノベーションセンター・亀岡をより充実すべきと感じており、市民機運が新たな産業を創出するとも考える。意欲ある人材の育成につながるようなテーマとしたい。

<小川委員>

オープンイノベーションセンター・亀岡も始まったばかりであり、今後の活動を注視していきたい。また令和6年度は農林業に注目していきたいと考えており、農産物のブランド化などにも取り組むべきではないかと思う。

<法貴委員>

委員会として農林業の推進に重点的に取り組みたいと考えているが、オープンイノベーションセンター・亀岡の活動も注視していきたい。

<山木委員>

農林業の推進ということで、林道整備や有害鳥獣対策も急務になると感じている。また亀岡オーガニック農業スクールの開校もあり、有機農業の推進なども注目したい。

<木村委員>

オープンイノベーションセンター・亀岡については、事業の進捗状況を適宜委員会へ報告してほしいと決算特別委員会産業建設分科会で指摘要望を行った。今後も活動状況を注視していきたい。また全国都市緑化フェア in 京都丹波が開催されることもあり、有機農業の取組なども委員会でテーマとして活動できればと思う。

<林委員長>

オープンイノベーションセンター・亀岡と有機農業も含めた農林業に関することがテーマの候補として出てきた。この2つを関連させ、農林業の推進により新たなイノベーションの創出を促すため、令和6年度の活動テーマを「農林業の推進による産業イノベーションの創出」としてはどうか。

(全員了)

<林委員長>

行政視察など、今回決定したテーマに沿って活動することとする。次回は3月11日(月)、午前10時から、3月議会の議案審査を行うのでよろしくお願いします。

散会 ～15:55